

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則  
○大麻取締法施行細則の一部を改正する規則  
○職業能力開発校規則の一部を改正する規則

## 訓 令 甲

- 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

## 告 示

- 形質変更時要届出区域の指定の解除  
○障害者就業・生活支援センターの変更の届出  
○保安林の指定施業要件の変更  
○都市計画決定の図書の写しの縦覧

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了(三件)  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

## 人事委員会

- 人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則

## 公安委員会

- 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則

## 収用委員会

- 送電線宮城丸森幹線事件審理の開催

ページ

## 正 誤

○宮城県公報第五七号(令和六年十一月二十九日付け)中

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項の表所長の項中、「、東京事務所観光物産サービスセンター」を削る。

第三十四条の四中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削る。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則(平成十二年宮城県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則

第一条中「大麻取締法( )を「大麻草の栽培の規制に関する法律( )に、「大麻取締法施行規則」を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」に、「大麻取締法施行規則」を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」に改める。

第二条中「、厚生労働大臣に提出する書類は正副三部、」を削り、「正副二部と」を、「その」を「栽培地の」に、「これらの」を「当該」に改め、「、厚生労働大臣に提出する書類は正副二部」を削り、「正本」を「、正本」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条中「大麻取扱者免許証返納届(様式第五号)」を「大麻草採取栽培者免許証返納届(様式第一

号」に改め、同条を第三条とする。

第七条中「大麻取扱者名簿登録事項変更届(様式第六号)」を「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(様式第二号)」に改め、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条中「大麻取扱者免許証書換え交付申請書(様式第七号)」を「大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書(様式第三号)」に改め、同条を第五条とする。

第九条中「大麻取扱者免許証再交付申請書(様式第八号)」を「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(様式第四号)」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事故の届出)

第七条 法第十二条の二第一項の規定による届出は、大麻事故届(様式第五号)により行うものとする。

(納付の特例)

第八条 条例第九条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

様式第一号から様式第四号までを削る。

様式第五号を次のように改め、同様式を様式第一号とする。

様式第一号(第3条関係)

大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
栽培地	所在地	名称	数量
	品名		
所持する大麻の品名及び数量			
保管及び処理の方法			
免許証返納の事由及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
年 月 日	住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

様式第六号を次のように改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二号 (第4条関係)

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
変更すべき事項						
変更前	栽培地の面積					
	業務上大麻の取位置					
変更後	住所・氏名(法人又は団体にある役員又は、氏名)					
	その他の					
変更の事由及び日	<p>上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事 殿</p>					

(注意)  
 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。  
 3 変更の内容を証明する書類を添付すること。

様式第七号を次のように改め、同様式を様式第三号とする。

様式第3号 (第5条関係)

大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名)

下記のとおり、免許証の書換交付を申請します。

免許証の番号	第	号	免 許 年 月 日	年	月	日
	所 在 地					
裁 培 地	名 称	変 更 前	変 更 後			
		変 更 内 容				
変 更 年 月 日						
備 考						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許証を添付すること。

様式第八号を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

様式第4号 (第6条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
再交付の事由及びその年月日						

上記のとおり、免許証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名)

宮城県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第五号 (第7条関係)

大麻事故届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	栽培地及び業務上大麻を採取の位置					
事故が生じた大麻	品名		数量			
	事故の発生状況 <small>〔事故発生年月日、場所、事故の種類、盗難の場合は警察通報の有無〕</small>					
上記のとおり、事故が <sup>※</sup> 発生したので届け出ます。						
年	月	日	住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)			
宮城県知事 殿						

(注意)  
用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。ただし、第六条の次に二条を加える改正規定（第八条に係る部分に限る。）は、令和七年二月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の大麻取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の三に次の一項を加える。

2 入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収に係る条例第九条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により徴収する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により徴収する場合
- 三 指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合

様式第二号中

宮城県収入証紙貼付け欄

（普通課程の入学者選抜のみ入学者選抜手数料2,200円）  
宮城県収入証紙を貼り付けてください。

を

納付書等貼付け欄（入学者選抜手数料2,200円）

（普通課程の入学者選抜のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。）

に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第12条関係)

誓 約 書

このたび貴校に入学を許可されましたので、諸規程及びその他の諸指示事項を固く守り、誠実に訓練を受け、学生の本分に違反しないことを誓います。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(本人) 訓練科 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(本人署名又は記名押印)

住 所 \_\_\_\_\_

宮城県立\_\_\_\_\_高等技術専門校長 殿

上記の者は、このたび入学を許可されましたので、在学中は、諸規程その他の諸指示事項を固く守らせ、これに反する在学中の行為について保証人として責任を負い、上記の者が貴校に対して負う一切の債務(極度額\_\_\_\_\_円)の支払いについて連帯して保証します。

(保証人) 氏名 \_\_\_\_\_ (\_\_\_\_歳)  
(本人署名又は記名押印)

本人との続柄 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

注1 本人が未成年者の場合にあつては、保証人は保護者とする事。  
注2 債務の支払いについて、保証人は連帯保証人となります。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、  
当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表四の項中「、東京事務所観光物産サービスセンター」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百六十七号

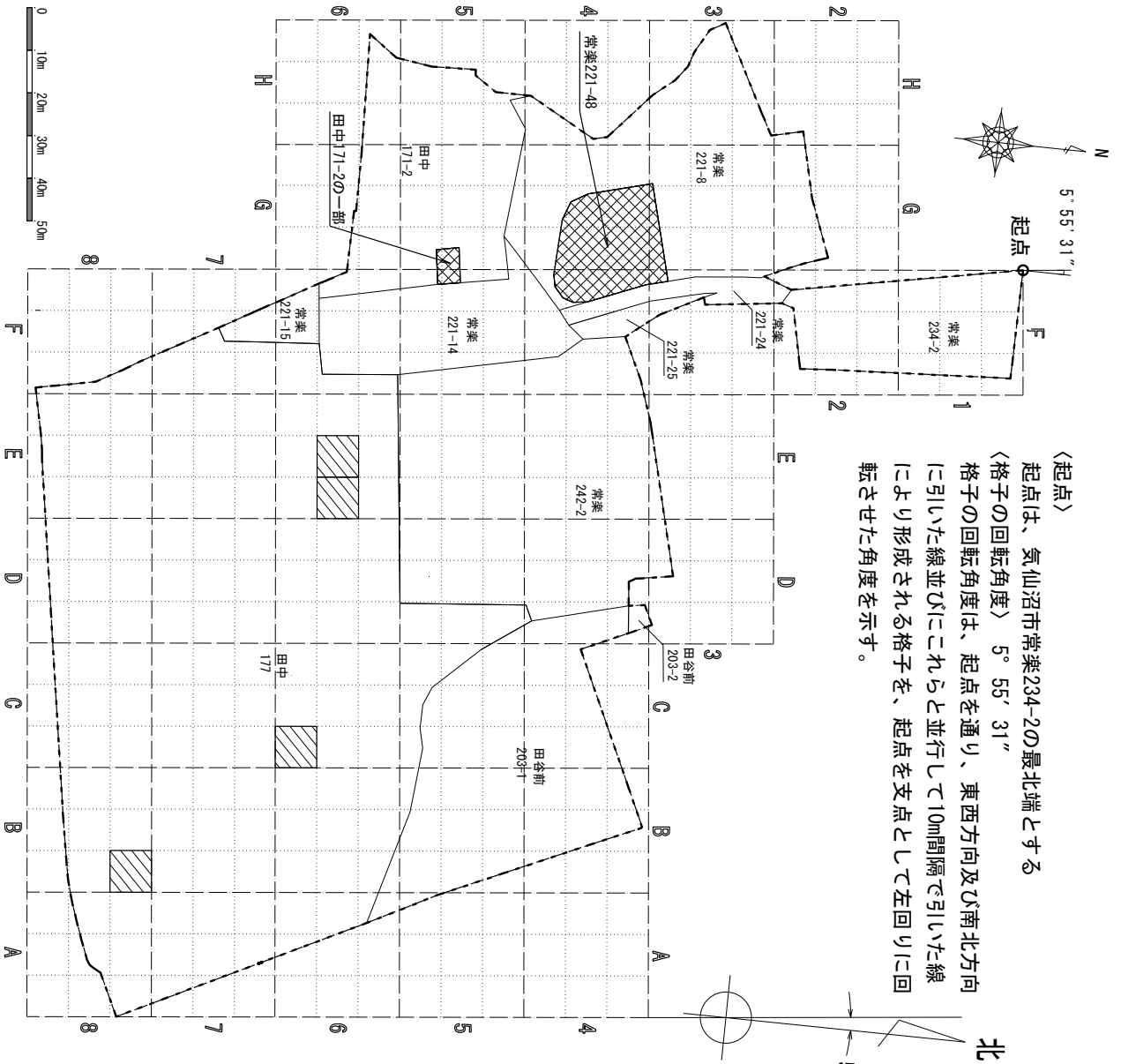
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

気仙沼市田中百七十七番の一部とし、次の図のとおりとする。



〈起点〉  
 起点は、気仙沼市常楽234-2の最北端とする  
 〈格子の回転角度〉 5° 55' 31"   
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向  
 に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線  
 により形成される格子を、起点を支点として左回りに回  
 転させた角度を示す。

凡例

	指定を解除する形質変更時要届出区域
	30m格子
	単位区画(10m格子)
	敷地境界線
	調査対象地外
	地番(筆)の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

○宮城県告示第七百六十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称及び住所

1 名称 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

2 住所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	仙台市宮城野区高砂一丁目百五十四番地の十	仙台市青葉区上杉三丁目三番一号	令和六年七月十六日

○宮城県告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。  
（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百七十号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画特別緑地保全地区

2 名称

上谷刈特別緑地保全地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字穴尻十五番一  
石巻市大街道北三丁目四番二十一号 ぶらすび  
あ・さいとうⅢH棟

浅間 由弦

石巻市大街道北三丁目四番二十一号 ぶらすび  
あ・さいとうⅢH棟

浅間 千鶴

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊具郡丸森町金山字西新田六十六番、六十七番一、六十七番二、六十七番三、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番一、七十三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

丸森町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村松の平三丁目一番二十二の一部、一番十、一番十一、一番十二、一番十三、一番十四、一番二十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県土地開発公社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（大河原産業高等学校） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年十一月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

五 落札金額 一億千八百九十二万五千五百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年十月十一日

### 人事委員会

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七十八―七十二

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

東京事務所		所長	一種
副所長	所長	副所長	四種
観光物産サービスセンター所長			五種

を

に改める。

東京事務所	所長	一種
副所長	所長	四種

附則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第15号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改

正する規則を次のように定める。

令和6年12月10日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則（平成27年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

措置要請に係る宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に掲げる薬物の名称等

を

措置要請に係る宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号に掲げる薬物の名称等に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第5号

特別高圧送電線宮城丸森幹線新設工事（宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森地内から同市同区秋保町長袋字館ヶ澤地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和6年12月10日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和7年1月24日（金）午後3時30分から
- 2 場所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館2階 205・206会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

### 正 誤

○宮城県公報第五五七号（令和六年十一月二十九日付け）中

ページ

段 行

正

誤

九

上

五

令和六年度宮城海区漁業調整委員会指示第四号。

令和四年度宮城海区漁業調整委員会指示第 号。